

総務常任委員会

平成16年3月16日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正	○嶋田 善行	小野 隆雄
坂口 徹	浦野 圭司	木澤 正男

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	西川 肇
同 課 長 補 佐	加藤 恵三	企画財政課長	藤原 伸宏
企画財政課参事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	税 務 課 長	植嶋 滋継
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	清水 修一
教委総務課長	清水 建也	同 課 長 補 佐	吉村 三郎
生涯学習課長	阪野 輝男	同 課 長 補 佐	加藤 保幸
同 技 師	平田 政彦	監 査 書 記	佐藤 滋生
会 計 室 長	御宮知恒夫		

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 坂口委員、浦野委員

委員長 おはようございます。お揃いでございますので、ただ今から総務常任委員会を開きたいと思っております。審議に入ります前に町長のご挨拶をお受けしたいと思っております。

（ 町長挨拶 ）

委員長 本日の会議録の署名委員を私の方から指名したいと思っております。署名委員には坂口さんと浦野さんをお願いをしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。それでは付議順序に従って会議を進めていく事にします。まず始めに議案第1号、斑鳩町男女共同参画推進条例についてを議題といたします。理事者側の説明を求めます。

企画財政課長 それでは議案第1号、斑鳩町男女共同参画推進条例につきましてご説明を申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政課長 それでは最後のページをご覧頂きたいと思っております。斑鳩町男女共同参画推進条例要旨を朗読させていただきます。

（ 要旨朗読 ）

企画財政課長 条文のご説明につきましては、昨年11月、また本年2月の総務常任委員会においてご説明申し上げたところでございます。重複いたしますので省かせていただきたいと思います。以上簡単ではございますがご説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして原案どおりご可決いただきますようよろしくお願ひします。

委員長 説明が終わりました。質疑がありましたらお受けいたします。ご意見
ございませんか。

(質疑なし)

委員長 それでは既に何回もご説明もいただいておりますので、原案どおり
本委員会としては可決すべきものと決する事にご異議ございません
か。

(異議なし)

委員長 そのように決定をいたしました。
それでは次に議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費
用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議
題といたします。説明を求めます。

総務課長 それでは付議事案の2つ目、議案第4号につきましてご説明申し上
げます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 それでは改正の内容でございますが、最後のページ、要旨をもって
説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご覧いただきたいと存じ
ます。

(要旨朗読)

総務課長 以上が改正の内容でございます。簡単ではございますが説明を終わ
らせていただきます。委員皆様方におかれましては、何とぞ温かいご

審議を賜りまして、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりました。質疑がございましたらお受けします。

小野委員 この条例については、別に問題ないと思うんですが、昨日の厚生常任委員会でこの2つの設置条例は、今の課長の説明にもありましたけれども、何か意見等があったかどうかお聞きになってますか。

総務部長 この関係につきましては、特段の意見はなく、満場一致でご承認いただいたという事でよろしく申し上げます。

委員長 他にございませんか。

それでは議案第4号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決すべきものと決してよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それではそのようにさせていただきます。

続きまして議案第5号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。説明を求めます。

企画財政課長 それでは議案第5号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてのご説明を申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政 それでは予算に関します説明書によりまして、まず歳入からご説

課長

明させていただきます。補正予算書の9ページをお開き下さい。

まず第10款、分担金及び負担金で、高安農道に係ります事業費がほぼ確定を致しましたので土地改良事業費分担金103万4千円を減額しております。

第13款、県支出金では、それぞれ県からの交付額が確定したことにもない、それぞれ減額補正をさせていただくものであります。

10ページでございます。第14款、財産収入につきましては、各基金利子の確定により30万7千円の増額補正となっております。

11ページ、第15款、寄附金では、文化振興基金にとご寄付をいただきました50万円、また、福祉基金にいただきました30万円、藤ノ木古墳の整備にご寄付いただきました1万3千円をそれぞれ増額補正するものであります。

12ページをお開き下さい。第19款、町債では、起債対象事業費等が確定いたしましたものについて、それぞれ補正をしております。また、まちづくり総合支援事業債につきましては、資金手当として当初計上しておりましたが、決算を見込むなか、一般財源での充当が可能となりましたことから、4,990万円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正でございます。13ページをご覧ください。

第1款、議会費では、初めて議員になられました方の6月期の期末手当が全額支給されないことから、不用となりました議員期末手当分432万6千円を減額補正するものであります。

第2款、総務費では、今年度末をもって退職する職員に係ります職員退職手当組合負担金1,872万円の増額と、次の14ページであります。財政調整基金等の各基金の利子確定による積立金等1万6千円の増額、また、寄附金の受入れに伴う文化振興基金積立金50万円の増額補正を行うものでございます。

15ページでございます。第3款、民生費では、寄附金の受入れに伴いまして福祉基金積立金300万円の増額と、国民健康保険事業特

別会計において、事務費の一部が、国保連合会からの助成対象になりましたことから、国保職員給与費等繰出金20万円の減額、また、介護保険事業繰出費では、介護給付費のうち居宅介護サービス給付費が予算額を上回る見込みから、繰出金313万6千円を増額するものでございます。

次に16ページをご覧ください。第4款、衛生費では、基本健康診査にかかる委託料が当初見込みを上回ることから、304万4千円を増額補正を行うものであります。

第5款、農林水産業費につきましては、土地改良事業費で、高安地区における土地改良事業費がほぼ固まりましたことから不用となります255万7千円の減額補正を行うものでございます。

19ページをお開き下さい。第9款、教育費では、斑鳩高等学校野球部が、春の選抜高等学校野球大会に出場が決定いたしましたことから、その出場助成金として200万円の追加補正をお願いするものであります。

20ページをご覧ください。藤ノ木古墳整備基金にかかる利子の確定及び寄付の受入れにより、積立金1万8千円を増額を行うものでございます。

21ページをご覧ください。最後に、第12款、予備費については、今回の補正に要する財源として6,974万2千円の組替えをお願いするものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。

繰越明許費は、諸般の事情により年度内に支出を見込めない事業について、繰越をお願いするものでございます。その内容としましては、稲葉車瀬集会所の完成が4月末頃となりますことから、地域集会所整備費補助金で1,500万円、それと合わせまして、その補償費であります鳩水園周辺対策事業で900万円を繰越ししようとするものであります。また、(仮称)総合福祉会館建設事業につきましては、用地取得の目途がたたないことからその設計委託料等の3,600万

円を繰越しさせていただきたいと考えております。

それでは1ページにお戻り下さい。予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上で、平成15年度の斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についての説明とさせていただきます。何とぞ、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見があったらお受けします。

木澤委員 すいません、ちょっと分からないので教えてほしいんですけども、5ページの鳩水園周辺対策事業というのは具体的にどんな事をされるのかという事と、健康保険の見込みを上回ったという事なんですけれども、人数的には何人位になるのかお聞きしたい。

企画財政課長 鳩水園の周辺対策事業でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、稲葉車瀬集会所にかかりますものでございます。集会所につきましては、自治会施工でございます。これにつきましては地域集会所施設整備費補助金が充てられるわけでございますが、その補助金額につきましては2分の1の助成という事になっております。その地元負担分につきましては、補償費としてお支払いをしているという事になります。それから検診という事でございます、基本健康審査という事でございますけれども、これにつきましては受診者の増という事で増額補正していただくという事です。人数等につきましては後ほど報告させていただきます。

小野委員 木澤議員が質問した中身なんですけど、繰越明許費の中でその上に地域集会所施設整備費補助金15,000千円の繰越という事なんです

が、先ほどの課長の説明で稲葉車瀬の集会所の完成が4月末に見込まれるので、という事で手続き的におっておられるんですが、なぜそれ位まで遅れたのか。例えば土地は町の土地ですね、あくまでも。その造成が遅れたのか、また確認通知書を取るのが遅れたのか、地縁団体を設立されていると思いますが地縁団体設立まで確認が取れなかったのか、それらどういう事情で遅れるようになったんですか。

助 役 稲葉地区の集会所の関係でございますけれども、町が開発許可申請を行ったわけでございますが、開発許可申請の中身が相当時間がかかったという事でございます。従って建築確認等が遅れたという事ではなしに、また地縁団体の設立とも関係ございません。

小野委員 当然、今年度予算に予算計上されて、議会もそれを可決したわけなんです。開発申請についてそれほどまでに、最近地鎮祭されたように聞いているんですが、4月末までに完成するのかな、ものすごく短期間ではないのかと思いますし、そこまで着工が遅れるというのは、開発申請が新年度、いつ頃から始めてそれだけ遅れるのか疑問があるんです。それらについてはどうなんですか。

助 役 私の記憶では開発許可申請書の提出が7月頃だったと思います。許可が下りてきたのが12月でございまして、その間色々開発申請の中身の計画内容についても是正訂正があったわけです。正直言わせてもらいますと、その手続きが若干設計者との間でトラブルになったという事を感じているわけでございまして、そういう事から県としてもその手続きがクリアしなければ許可を下せないという事でございます。そういう事から町といたしましても、建築課の方にお願いしながら早急に開発許可をおろしていただく、努力をいたしました。

小野委員 という事は開発申請は業者委託されているんですか。

助 役 当然、業者が開発許可申請をする。申請につきましては町が指導しますけれども、中身の県との手続き等につきましては業者にさせているという事でございます。

小野委員 先ほど木澤委員も質問してましたけど、素朴な質問なんですけど、この補助金の1,500万円というのは限度額ですね、建物に対しての。という事は3,000万円以上する建物を予定されているのかなと思いますが、衛生費で鳩水園周辺整備事業という事で、言葉はどうか分かりませんが、裏打ちという事で900万円という事でちょっと合わないと思うんですが、その点はどうなんですか。

助 役 この稲葉の集会所の事業費が総額3,400万円かかります。従ってこの地域集会所施設整備費補助金交付規程によって、2分の1で1,500万円を補助すると。あとは1,900万円が今、小野委員がおっしゃったように、裏負担で組んでいたと。ところが着工は3月にしていますので、当然裏負担分で前払い金を払わなければならないという事で、地元からその裏負担分の一部を支払わなければならないので支出をしてほしい、との要望が来ました。従って調査する中で裏負担分の一部1,000万円を地元を支払ったという事でございます。

小野委員 何で1,000万円だけして、900万円だけ抜かしてるのか私は分からないんですが、どっちみち裏打ちするという事は議会も認めているのだから、何もする必要ないと思うんですけど。最後に1つ、施設整備費補助金の1,500万円の財源内訳というのですか、どういふものがあるのかももう一度教えて欲しいなと思います。

助 役 財源内訳と言いますと、事業の内容でございますか。

小野委員 一般財源とどこかの補助金があるのか聞かせてもらいたい。

企画財政課長 これにつきましては、県の地域活性化補助金の300万円を見込んでいます。

小野委員 これを繰越明許する限り地元へ、具体的には稲葉車瀬の集会所が建設されて検査が終われば1,500万円、これは補助するんですが。仮に県の補助金が途絶えても、途絶えると言ったらおかしいですけど、補助金が同じように繰越明許されてるのだったらいいけど、入ってこなかった場合は町としてはその財源はどのようにされるのですか。

総務部長 できるだけそういった事でいただけるような話はしておるんですけども、もしも県の補助の規定に添わないような事でダメ、という事になれば一般財源で繰越していかなければならないと考えています。

小野委員 これだけ遅れるという事はもともとからの計画が難しかったのではないのかな。まして財源的にも県の補助金もいくらか、2割ほど入っているのだから、何とかもったきちとしたのをやってほしかったと思いますし、先ほどの4月末というのは、藤原課長が4月末の完成という事なんですけど、工期的に2ヶ月位でできるのかな、と思っているんですがその点はどうなんですか。

総務課参事 工期につきましては、2月19日から4月30日と伺っております。

小野委員 2ヶ月と10日、70日。普通の建物で3ヶ月は最低必要だと思いますけれども、なぜそれだけ急がないといけない事をしてるのかなと。あんまり急ぐ事によって、きちとした物ができるのか心配ですし、まして補助金と補償ですね、それで稲葉車瀬の地縁団体に構成されている稲葉車瀬の自治会に使ってもらおうと。だからなぜ4月の末というのか、それ位のもので出てくるのかなと心配してるんですけど。しかも造成されて間もない土地だという認識があるんですが、それらについては十分検討されているのかなと思いますが、その点は。

助 役

これは町が工期を設定したものではないわけでございまして、地元が4月末に完成できるという事で言うておられるわけでございます。従ってご心配いただいているように、標準工期ですれば相当な月数がかかると思いますが、ただ、突貫工事で地元がやられるのならば、だいたい2ヶ月あまりではできるのではないかと、このように判断しているものの、当然これは補助金に伴う問題でございますから、当然町としては検査によってその通りにできてなければ是正し、また仕様どおりできるように指示していくという事で、完全なものとして建てていただくという事を考えているわけでございます。それと先ほど1,000万円の裏負担の考えがちょっと納得いかないという事でございまして、これは前渡金がだいたい工事費の3割という事で、900万円より上という事で1,000万円の一部支払いを地元にしておりますので、理解して頂きたいと思えます。

委員長

他にございせんか。よろしいですか。

それでは議案第5号、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）については原案どおり可決すべきものと決してよろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長

そのように決してまいりたいと思えます。

それでは異例でありますけれども、ちょっと審議について順序変更をしていってはどうかと思えますので、これを申し上げて委員にご了解を得たいと思えますが、次の陳情第1号の関係につきましては後にいたしまして、継続審査にいたしております（1）藤ノ木古墳周辺整備に関する事について（2）史跡中宮寺跡の公有化について、3.各課報告事項の関係は先議をして、その後で陳情の関係についてのご審議をいただくという事に順序を変更した方が効率的、能動的な審議ができるのではないかと、思えますのでそのように取扱いたいと思

ますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長

そのようにさせていただきます。

それでは陳情第1号の関係につきましては後にいたしまして、継続審査の(1)、(2)の関係を先議する事にいたします。それでは説明を求めます。

生涯学習
課長

それでは継続審査(1)の藤ノ木古墳周辺整備に関する事について並びに(2)史跡中宮寺跡の公有化について、まとめてご報告をさせていただきますと思います。まず、藤ノ木古墳周辺整備に関する事についてでございますが、史跡藤ノ木古墳の整備に関しましては、前回2月20日の委員会でご報告をさせて頂きましたとおり、現在発掘調査終了報告書のまとめを進めているところでございます。3月22日に開催いたします史跡藤ノ木古墳整備検討委員会の開催準備を併せて進めている状況でございます。

それから、史跡中宮寺跡の公有化についてでございますが、史跡中宮寺跡の公有化につきましても、前回の委員会でご報告いたしました通り変わりなく、おかげさまで残る事務手続きにつきましても順調に進んでおり、相続権の発生しておりました1件の方につきましても、4月12日の支払いを持ちまして全ての手続きも完了する予定でございます。非常に簡単ではございますが以上で、藤ノ木古墳周辺整備に関する事について、並びに史跡中宮寺跡の公有化についてのご報告とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりました。質問ございますか。

(質疑なし)

委員長 なければ報告を了としてこの項については終わりたいと思いますが、よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 それでは報告を了として、今後さらに継続審査する事にいたします。
3. 各課報告事項の関係で（1）第2回生駒郡総合防災訓練について報告を求めておきます。

総務課長 それでは各課報告事項の説明、第2回生駒郡総合防災訓練についてでございます。お手元の方に資料といたしまして、「第2回生駒郡総合防災訓練」のチラシをつけておりますのでご覧いただきたいと存じます。第1回の生駒郡総合防災訓練につきましては、平成13年11月11日に斑鳩町目安の大和川・富雄川合流点の河川敷におきまして開催いたしました。今回は第2回目ということで、安堵町が開催地となり、平成16年4月18日（日）午前9時30分から、安堵町健民運動場におきまして、生駒郡町村会・奈良県消防協会生駒南支部の合同主催により開催されます。開催の趣旨は、チラシにもございますように、生駒郡4町並びに各町消防団と関係機関が連携いたしまして、応急対策の訓練を行い、有事におきまして住民の生命、財産を守り、また、「自らの命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の体制づくりを推進することとされています。訓練想定は、東南海・南海地震が発生し、生駒郡内において、被害が発生したという想定で行われ、訓練への参加団体は、チラシにございますように各町の消防団、役場職員をはじめ、西和消防組合、県防災航空隊、奈良県警、関電、NTT、郵便局、日赤奉仕団、また、災害時における応急食料、生活必需品の確保協定を結んでいます「奈良県農協」、「敷島製パン」、現在PASCOCOと名称変更されておりますが、その敷島製パンと一般住民参加者であります。訓練実施内容は、チラシにあります9つの訓練項目を行いますが、同時に、主に一般住民参加者

を対象に、起震車による地震体験、煙中体験、消火器消火訓練など、訓練等の体験コーナーも設置いたしております。また、住民への周知につきましては、今回は安堵町で行われますが、4月広報にて斑鳩町住民にも行ってまいる予定をいたしております。

以上、簡単ではございますが、第2回生駒郡総合防災訓練についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告についての質問ございますか。よろしいですか。

(質疑なし)

委員長 それでは第2回生駒郡総合防災訓練が、ただ今説明がありましたように行われるという事を理解したという事で終わっておきたいと思えます。

委員長 それでは付託事案の(4)に移りたいと思えます。陳情第1号、陳情書であります。陳情書の内容について、事務局長から朗読をさせる事にいたします。

事務局長 それでは陳情文書表の方から朗読させていただきます。

(陳情文書表朗読)

委員長 陳情書の本文の方を朗読させていただきます。

(陳情書朗読)

委員長 ただ今この陳情書の内容を朗読していただきました。これからご審議をいただいて審議していくわけではありますが、内容が極めて留意しなければならない事が非常に多いように思いますので、この陳情書の

これからの審議をするにあたっての取り扱いについて若干、ご提示を申し上げて、皆様のご同意を得た上で、真摯な討議を進めて参りたいと思いますので、提案を申し上げていきたいと思います。

(1) 議会が受けました陳情書の内容というのは、要約すると次のようになろうかと存じます。

峨瀬自治会集会所の建設をめぐって、斑鳩町議会の議員2名による連名で、峨瀬自治会内の住民を対象とした文書が配布された。

その内容は「当自治会を誹謗中傷し、かつ自治会活動を混乱させるもので、町議会議員としての議会活動の範囲を超え、議員としての品位を害する行為であるから、これら議員を厳重に処分するよう検討せよ」とするもので、峨瀬自治会長名によって議会に提出された。

(2) 議会はその「陳情書」の審査を総務常任委員会に付託した。総務常任委員会は、この「陳情書」の審査にあたり、次の基本的な認識のもとに、その論点を確認し、審査することとした。

(3) 「陳情書」が求めている議員の行為（「議員活動の範囲」を超え、「議員としての品位」を損っている）について議会が直接処分を検討することの適用規定が明確ではなく、妥当性を欠くものと思われる。

従って、議員の行為についての判断は、別に提出されている「斑鳩町政治倫理条例に基く調査請求」による審査委員会の結果報告に注目したいと考える。

(4) 但し、「陳情書」が述べている峨瀬自治会集会所建設にかかわって、議会がどのように対応してきたかについて、この際明確にし、理解を得ることが大切であると考えており、その立場にたって論点を整理し、解明をはかっていくこととした。

(5) そこで、総務常任委員会は、「陳情書」の審査検討をはじめにあたって、峨瀬自治会集会所の建設をめぐる経緯を明らかにすると共に、問題として指摘されている事項（集会所用地の譲渡、補助金の交付申請、地縁団体の認可手続き等）について町としての対応と見解を文書をもって提出するよう求めた。

(6) 総務常任委員会の求めに応じて3月16日の会議に、これらの内容を記載した文書(別紙)が提出された。

総務常任委員会は、その内容説明を受けると共に、平成15年9月議会で付託を受け、峨瀬自治会集会所用地の無償譲渡にかかわる事案の審査を行ってきた経緯に思いをいたしながら、慎重に精査することにした。

(7) 平成15年9月議会で審査付託を受けた総務常任委員会は、集会所用地の無償譲渡にかかわる審議集約を次のようにした。

- ・当該用地は施設協力費を原資に地元集会所用地に充当する目的で取得されたという経緯に基くもので面積247.95㎡を無償譲渡する。

- ・地元自治会が集会所敷地として希望する面積に不足する用地は有償で譲渡する。(面積107.59㎡、有償額7,826,615円、補助金交付額3,913,000円)

- ・集会所建設について、要綱は、地縁団体であることを補助金交付の対象とはしていないが、自治会財産の適正管理という立場から、峨瀬自治会を地縁の団体としての法人格を取得することが望ましいとして指導した。

- ・適正な事務処理手順に努めること。

などの取扱いを理解し、「財産の無償譲渡について」の事案を原案どおり可決すべきものとした。総務常任委員会は満場一致であったが、本会議は採決により、多数決で可決された。

(8) このような経緯を念頭におきながら慎重に精査し、峨瀬自治会の集会所建設について、指摘されているような「集会所用地の使用許可と譲渡手続き」「補助金の交付申請」「地縁の団体の認可の手続き」等の取扱いについて、不適切なことがあったかどうか、議会がどう関与したかなどについて、総務常任委員会は審査することとする。というように、論点を整理し、今日までの経緯を一応振り返りながら、ここの所に重点をおいて議論をしていく事にしてはどうか、という風に思っています。特に大事な事は、処分の云々がありますけれども、

処分の云々についてはこの委員会では議論をしないという前提で具体的な関係についての事実を明らかにしていく。

というようにご審議をお願いしたいと思っておりますが、そのように進めさせていただいてよろしいですか。

(了 承)

委員長 それではそのように取扱いをさせていただきます。それでは町の方から経過書が提出されておりますが、その内容は多少、ページ数もありますので、これらの関係については十分ご熟読いただいた上でご審議をいただくという事が望ましかろうと思っておりますので、10時10分まで休憩をします。その間に議員の皆さんには、その内容などご熟読をいただいて、理解をした上でのご審議をいただきたいと思っております。

(午前 9時46分 休憩)

(午前10時08分 再開)

委員長 再開いたします。

それでは町側から提出を、書面で頂いているわけでありましてけれども、峨瀬自治会集会所建設に係る経緯について、書面提出をいただいておりますので、その内容について要点的に説明をお願いする事にいたします。

総務課参 参考資料の中で、経緯につきましては1ページから8ページにございます。A3で縦用紙になっておりますが、これにつきましては峨瀬集会所建設に係る経緯といたしまして左側から町、開発公社、議会、峨瀬自治会とまとめておりますのでご参照頂きたいと思っております。

まず始めに集会所建設についての要望の経緯につきましてご説明申し上げます。

平成6年より、龍田西2丁目地内において開発業者によるマンション

ン建設が順次行われ、第3期工事分までにつきましては町の指導要綱に基づいて、各棟ごとに集会室が確保されていたところですが、第4期分を建設されるにあたり、自治会としては約280世帯が増えることとなり、従来の自治会員を加えると約320世帯ほどになることから、現在ある集会所や開発に伴い確保された集会施設では会員が一同に会する会議を開催する事もできず、せめて半数の会員が出席できる地域集会所が建設できる用地を施設協力費で確保してほしいと、自治会長からの要請があったところでございます。

続きまして、宅地開発指導要綱に基づく施設協力費の取扱いと用地確保の経緯につきましては、ここに書いてある通りでございますので、熟読していただいておりますので、省かせていただきます。

次にチサンマンション5号館の建設に伴う施設協力費の取り扱いについて、これにつきましては、平成10年9月21日に開催されました総務常任委員会において、条例が4月1日から施行された中、先ほど経緯に書いておりますように、地元峨瀬自治会において地域全体のコミュニケーションを図る施設として新しく集会施設を要望されてきた事から、当該地域での第1期から第4期までのマンション建設に伴う開発の施設協力費を当該施設の建設に充当させていただきたい旨を申しあげ、審議をしていただいたのでありますが、マンション建設の第1期分から3期分までの施設協力費についてはどういう扱いをするのか、また、過去の他の自治会の集会所整備との兼ね合いもあり、地元負担についての扱いをどうするのか等の課題もあり、結論を出されるまでには至りませんでした。

その後、町としては、自治会からの地域集会所用地確保の要請を受け、寄付金で納入してもらうか土地で寄付を受けるか、である事から周辺住民のコミュニティ施設として活用してもらえらという事で、開発業者と協議を進める中で、開発業者が土地での寄付を了承され、積極的に周辺で適地を探しておられたのですが、適当な土地がなく、開発業者、地元自治会とも協議を重ねた結果、最終的には開発業者からの施設協力費をいったん町へ寄付金として納めていただき、地

域住民の方々のコミュニティ施設の建設に還元させていただきたい旨を申し上げ、第4期分、1,440万円を町へ納めていただいた寄付金をもって集会所建設に充当させていただけることになったものであります。このことは、総務常任委員会での数度に亘る慎重な審議を経て、ご了承をいただいております。その時の総務常任委員会のメンバーは、委員長には宇治議員、副委員長には野呂議員、松田議員、山本議員、森河議員、西谷議員でありました。

このような状況の中におきまして、龍田西3丁目地内にある土地の所有者より公有地拡大法に基づく土地の買取り申し出がなされ、いかるがパークウェイの代替地として当該地を取得するために、平成11年5月17日土地開発公社理事会において事業計画の変更を行い、5月21日の総務常任委員会でこの事業計画の変更についてご報告しているところでございます。なお、この報告の際、後日に公社の事業変更を行い、当該集会施設用地に充てていきたい旨の報告をいたしております。その後、6月議会において、当該集会施設用地取得のため、施設協力費1,440万円を財源といたして、平成11年度一般会計予算において、財産管理費の公有財産購入費に1,440万円を増額補正を上程させていただき、6月17日の総務常任委員会及び本会議で満場一致で議決をいただいているところであります。平成10年からの分につきましては、今ご説明申し上げたところでございますので、省略させていただきます。

続きまして集会所建設に伴う許可申請手続きと工事着工についてでございますが、これにつきましては、平成11年4月1日に地域集会所施設整備費補助金要綱を施行しておりますが、平成10年10月31日付で、旧公民館等施設整備費補助金交付規程に基づき集会所整備計画書が提出されたのを受けまして、平成11年度において2,380万円を予算計上いたしました。しかしながら、自治会内の事情もあり、平成11年度には申請手続きがとられず、翌年度に、同内容にて建設を行いたい旨の話がございましたので、平成12年度に予算化したところでございます。

土地使用承諾書を町や公社が交付したことにつきましては、当該土地は施設協力費1,440万円をもって峨瀬自治会の集会施設用地に充てるために予め町が取得した土地であり、また平成12年5月31日に土地開発公社と峨瀬自治会との間で「土地買取り確約書」を締結した土地であることから、6月5日に、集会所施設建築に係る許可申請手続きに添付が必要な書面として、町及び土地開発公社がそれぞれ「土地使用承諾書」を交付いたしました。集会所建設に伴う風致申請につきましては、6月23日付で許可書の交付を、また、建築確認申請につきましては、7月19日付で確認済書の交付を受けておられます。その後、9月4日付で地域集会所施設整備費補助金交付申請書が提出されたのを受け、町は、9月6日付で補助内定を通知いたしました。しかしながら、9月7日付で提出された着工届は、着工年月日として8月6日の記載がされておりました。この着工届の提出が遅れた理由ではありますが、当時の自治会長は、以前からできるだけ早期に集会所を建設し、地域住民の期待に添っていきたいとの考えを持っておられ、また、このことは地元住民の強い要望であったことから着工されたものであり、町としては地域住民の福祉の向上から考え、やむを得ないものと判断し、着工届を受け付けたものです。工事着工に至る経緯に関しては、平成12年9月議会で西谷議員から一般質問を受けておりますが、これまで記述した内容を答弁させていただいております。しかしながらその後、当時の自治会長は、自治会内でさらに集会所建築に向けての理解を深めていく必要があり、そのためには地縁団体の認可が一番理解を得る手法であると判断されたことにより、9月14日付で、地縁団体の認可を受けるまで建設工事を一時中止する旨の文書が自治会長より町に提出されました。

続きまして集会所建設の工事の中止から工事再開に至る経緯といたしましては、平成12年9月21日付及び平成12年9月25日付で、住民監査請求がそれぞれ提出されましたが、9月21日付の請求の主旨は、申請は補助金交付要綱に違反しており、申請要件を欠いていることから申請書を返却すること。また、9月25日付請求の主旨は、補

助金内定通知の取り消しを求めたものであったが、監査の結果、一連の手続きは補助金交付要綱に違反している事実はないことから、それぞれ請求人の措置請求に理由がなく、措置する必要はないものと判断されました。しかしながら、町の事務手続きが必ずしも適切であったとは言えない事から、今後厳正な事務処理をされるよう特段の配慮を求める、との厳しい指摘を受けており、町民の疑惑を受けないよう最善の努力を要望する、とされた事からその反省にたち、その後、適正な事務手続きの執行に留意しているところでございます。

また、その後、同年11月14日付で、峨瀬自治会会員有志93名より集会所建設補助及び地縁団体認可について慎重に対処することを求める要望書が提出されました。

同年12月には、西谷議員の一般質問において、住民監査請求の監査結果についての説明を求められ、代表監査委員から、先に申しあげました主旨をもって、請求を却下したことの説明がなされたところでございます。

また、同年12月8日には、住民監査請求をされた方が、予算執行差止の住民訴訟を奈良地方裁判所に提起されましたが、当該集会所施設整備費補助金に係る予算が執行される可能性が消滅したため、不適法として平成13年5月23日付で却下されております。

その後、峨瀬自治会では、平成13年3月20日開催の定期総会で新しい自治会長が選任されまして、地縁団体認可申請を行うことについても賛成多数で議決されました。また、自治会活動は地域住民が挙って進めるものとの考えにたつて、新たに「組織検討委員会」「集会所再検討委員会」「実態調査部会」の3つの部会で、その後活発な活動がされており、コミュニティ醸成に努めておられるものと考えております。その後、8月20日には、自治会長より「土地使用承諾書」や「補助金内定通知」は現在も有効かどうかの確認があり、町といたしましては、『「土地使用承諾書」は、地元自治会に交付した理由からみて、不当に長期間の建築期間を要しない限り有効である、また、「補助金内定通知」は、当該年度の予算執行を前提としているものである』と回

答しております。

また一方では、集会所建設では、基礎部分の工事が終了したままの状態です。工事が中断しています事から、12月25日付で、当該建設を請け負っていた日本建設が峨瀬自治会を相手に、請負代金等請求に係る訴訟を提起されました。その後、引き続き、自治会内部で、集会所建設について検討を重ねられた結果、平成14年3月21日の定期総会で、集会所建設については役員会に一任すると議決されたところでございますが、役員会では、検討の結果「設計内容を再検討のうえ工事を再開する」ことを決められたところであります。このことは自治会としても重要事項であるため、6月30日に臨時総会を開催され、会員の総意により集会所建設工事の再開を決議されました。

町といたしましては、自治会の総意が建設の方向でまとめられたことから、地元の意向を尊重いたしまして、建設に向けた協議、対応を図ってまいったところでございます。その結果、平成14年10月29日に、地域集会所施設整備計画書が提出され、平成15年度予算において、施設整備補助金18,925千円を予算化したものであります。その後、平成15年3月25日には、前述の日本建設と峨瀬自治会との間での工事請負代金等請求事件に係る和解が成立いたしまして、加工済みの鉄骨及び小物類の引渡しが行われたところでございます。7月14日、峨瀬自治会長から「集会所建設工事を再開することになった経緯」が町へ提出され、翌15日に同文書の写を含む「集会所建設工事の再開について」が全自治会員に配布されました。その文書の中におきましては、資金計画についても記載されており、集会所建設にあたっては、自治会員には新たな資金の負担はしないと明記されておりました。

また一方、7月15日に町へ地縁団体認可申請が提出され、30日に認可を行い、同日告示しております。8月26日には、土地開発公社保有地107.59㎡に係る補助金交付申請が提出されました。町有地247.95㎡の無償譲渡につきましては、9月議会において、議案第38号「財産の無償譲渡」として上程し、9月18日本会議か

ら付託を受けられた総務常任委員会では満場一致で議決され、また、9月25日開催の本会議では、賛成多数で議決をいただいたものでございます。この時反対された議員の中には、町有地の譲渡そのものに反対されたものではなく、地縁団体に関わって反対されたものと聞いております。

町有地無償譲渡の議決がなされたことから、公社から地元自治会へ売却した集会所用地についても、9月25日付で峨瀬自治会に対し、補助金3,913千円の内定を通知し、翌26日には、公社と峨瀬自治会との間で「土地売買契約」を、また、町と峨瀬自治会との間で「普通財産譲与契約」を締結いたしました。その後、所有権移転手続き等を経て、12月25日付をもって補助金を交付いたしております。また、12月10日には建物に係る補助申請が提出され、その後、町からの内定通知をもって建築に着手され、現在建築中でありまして、今月末に完成する予定となっております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、地縁団体認可手続きについてご説明申し上げます。地縁団体制度とは、自治会としての財産を登記する場合において、法人格をもっていない自治会の場合は、自治会長などの個人名で登記しなければならず、会長の交替や死亡等でトラブルが生じる場合がありましたが、平成3年に地方自治法が改正され、自治会でも法人格を取得して不動産等の登記ができるようになったという制度でございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

地縁団体の認可の要件に関しましては4つございます。1、地域的な共同活動を行うことを目的としていること。2、区域が明らかであること。3、区域の相当数の者が構成員になっていること。4、規約を定めていること。の4つの認可条件でございます。認可申請書類といたしましては7つございまして、1、認可申請書。2、規約。3、認可を申請する事について総会で議決したことを証する書類。4、構成員名簿 5、不動産関係の保有資産目録又は保有予定資産目録。6、地域的な共同活動を現に行っていることを記載した報告書。7、申請

者が代表者であることを証する書類。このような認可要件及び申請書類を町が確認いたしまして、峨瀬自治会の地縁団体認可申請書につきましては、平成13年3月20日の峨瀬自治会定期総会の議決に基づき、議事録添付のうえ認可申請されたものであり、認可申請手続きとして遺漏がなく、適正である、という事で認可に至った事であります。以上でございます。

委員長 以上で町側から峨瀬自治会集会所建設に係わる、今日までの経緯について、文書提示をしました内容についての説明が終わりました。これから議員各位の質疑、ご意見等を伺ってまいりたいと思っております。質疑、ご意見のある方どうぞ。

木澤委員 4ページなんですけれども、地縁団体が必要であるという事から認可を受けるまで期間が結構かかっているんですけれども、その間に自治会員有志93名より地縁団体認可について慎重に対処することを求める要望書というのが提出されているんですけれども、これがなぜ、提出をされているのか、という事が1点と、町の事務手続きが必ずしも適切であったとは言えない、というのはどういう事を指摘されているのか、ちょっと具体的にお聞かせいただきたいと思っております。

総務課参事 1点目の峨瀬自治会会員有志より93名で要望書が出てきたというのは、自治会内において、集会所建設についてご存知なかったという事です。それともう1点の申請手続きであります、これにつきましては、当初申請書をいただいた中で補助金交付申請書が、3ページでございますが、9月4日に地域集会所施設整備費補助金交付申請書が出ております。町が9月6日に補助内定通知を出しております。その後本来であれば、着工届けが提出されますが、先ほど色んな自治会の要望等ある中で、着工年月日が8月6日と記載されていたところでございます。その点で事務的にご指摘いただいたところでございます。

総務部長 補足させていただきます。申請書の提出の関係で自治会の名称の峨瀬の「峨」が山へんを虫にしておったとか、町の職員が代筆したとかいう事についても、指摘がありました。その事についても併せて監査委員の方からされておるとい事も我々としては認識いたしております。

木澤委員 集会所建設を知らされていなかったという事で要望書が出ているんですけども、こういった事に対して町は指導されているんですか。

総務課参事 当初にそういう事がありましたので、その前に各棟ごとに町で説明するという事、地縁団体がどういうものか、各棟ごとに説明に参った経緯がございます。

木澤委員 町が説明に行ったという事ですね。自治会員さんに説明に来てもらうように、という事ですか。

総務課参事 当時の自治会長から説明をしてほしいという要請がありましたので、町職員が出向いた所でございます。

木澤委員 集会所建設がちゃんと知らされてなかった、という事で自治会の中からこういう声が挙がってきている事は、先日の委員会でも質問させていただきましたけれども、現在新しく入って来られる人、総会から総会の間で途中で入って来られる人に対する周知という事がなされていない、という中でそういう人達が自分の知らない所で、言ったら地縁団体の名簿に名前が入っていると。それをちゃんと理解できるように指導をしてほしいという風に思うんですけども、名簿に名前が入っている事をちゃんと理解してもらえような指導というのは、今、自治会の方からも説明、会員さんに向けて説明をしてもらっているという方向で町も指導していただいているんですかね。言い方おかしいですけど。

総務部長 先ほども担当の方が申し上げてますように、もともと任意の自治会組織が法人格を持っただけであって、その後も内容については何ら変わらないものでございまして、そうした中で当該チサンマンションにつきましては、チサンマンションに入居されたら自治会に入るといような事になっておりますので、自動的にそういった事で、自治会に入っておられるという事は法人格を持った自治会に入っておられるといような事でございますので、そういった認識に皆様方がなっておられるという事ですので、よろしくをお願いします。

木澤委員 それは新しく越して来て、自治会に入る時に地縁団体の説明というのは、ちゃんとされているという事ですか。

総務部長 それぞれ棟ごとに、自治会の役員さんがおられます中で、入ってこられた方につきましては、自治会に入っていただくという事になって実際に入っておられるという事については、法人格をもつ性格の自治会であるという事も周知されていると、我々はそういう認識をしております。

木澤委員 町はそういう風に認識していただいているんですけども、実際に私が聞いている声では、前回も言わせてもらったように、地縁団体の事は私は知りませんでした、という方がいらっしゃったので、その説明とか周知の徹底について、町の指導をもって、ちゃんと図られていくように、今後も努めていただきたいという風に思います。

総務部長 ご理解もう少ししていただきたいのですが、もともと活動については、なんら変わりはないわけです。ただ単に、財産を持つために法人格を持っただけであって、なんら今までと変わらない活動もされているということで、引き続きそういった活動をされていくという認識を持っていただくということが、一番、地縁団体の認識を持っていただ

くということで肝要なものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

このところは非常に大事なところだと思いますから、委員長として申し上げますが、今、ご答弁を理事者側がしておいでになるように、理事者側の感覚でものを言っていることによって、地元の居住者、或いは自治会員がそのように理解をしていたのかどうか、問題点だと思う。ですから、見解の相違があったとしても、町側としては、自治会員は地縁団体であろうが、なかろうが、自治会員であるということについて変わりはないということについて、きちっと説明をしているかという、ややその面について不十分さがあったのではないかと、だから自治会と地縁の団体とは全く別の組織であるかのような印象を与えたと、いうことがこの混乱の要因になったのではないかと、いうふうに委員長としては考えるんです。そのところについて、必ずしも明確ではなかったのではないかと、ただ今の質問、主張。しかし、今後の関係については、そういった面について十分に反省する必要があるのではないかと、いう指摘については、率直に受けるべきであろうというふうに考えているんです。ここが一番焦点だったのではないのでしょうか。その辺について、きちっと、あまり行政としての立場を強調して、これは当たり前なことだという認識に立っているというか、やはり住民の目線に立って、物事の説明をするということがより重要ではなかったのか、という面についての反省はしかるべきではないですか。

総務部長

今、委員長がおっしゃるとおりでございますので、我々としては、少しでも理解していただくように努めなければならない、そういう立場にありますので、今後そういった反省に立って、地縁団体の組織化を進めてまいりたいと考えております。

木澤委員

今、そういうふうに答弁していただきましたので、今後そのように

指導していただきたいと思いますが、以前に言われているときには、会長から要望があって、町が説明をしに行っていると、でも今回質問をさせてもらった中では、理事者側のものに立ってしまったような答弁が聞かれましたので、今、答弁いただきましたように、住民の目線に立って、指導していただきますように要望します。

委員長 他に、ご意見ございましたら。

小野委員 今の、地縁団体のことについては、陳情書にもあるとおり、虚偽の申請という言葉が、なにか、もの凄く混乱させていると思うんです。先程の理事者側の説明で、最後の7ページに書いてある、このとおりでありますし、その中の構成員名簿というのはどういう目的で、ここに添付書類になっているんですね。認可の要件は4つなんです。その、共同活動を行うことを目的として、だから、今委員長がおっしゃったように、今までの自治会が活動していなかったら、これは法人格を取れないんです。その要件として。例えば婦人会とか、PTAとかは、その時の共同活動は、その時はしているけれど、また変わるから。それから、区域に入っているか、自治会の区域に。その区域の中に、相当数の構成員が入っている、これは先程言いました、このエリアの中で過半数以下のものが自治会活動している自治会では、やはり認可するには適さないということになっています。それと規約を定めていること。規約を定めているということに関して、先程木澤委員が心配していた、新たに入会して来られる方は、それが地縁団体という自治会なのか、いやそうでなく、今までのような自治会なのか、そこで分かると思うんです。規約をきちっと決められてますから、入会される方にはその規約を渡しているはずですし、そうした中で、その認可を出したときの構成員名簿ですから、これはひとりずつの許可も、署名もなにもいらない、これは当然のことです。当然この時の自治会の構成員は、このエリアの自治会の構成員は、この人達ですよということで、書類として上がってくる。それだけのことだと私は思うんです。

そこらをなにか、ちょっと誤解されているように思いますし、そこらをしっかりとまた、指導の方よろしくお願ひしたいなと思います。

そうした中で、私は少し、今の報告をいただいた中では、陳情の中にも書いてありますが、斑鳩議会だよりのNo 39の、虚偽公文書、地縁団体認可と断言しということなんですが、この時の議会だよりと会議録、いろいろと見てみたんです。そうしましたら、この中で虚偽の公文書だということは一切今までの経緯から、理事者側は言っていないんです。どこかに虚偽ということがあるのか、どうか、何回も聞いていますが、それらについては全くないと判断してよろしいですね。

総務課参
事

ないと考えております。

小野委員

理事者側に聞くのもどうかなと思うんですが、議会だよりの編集というものは、私は今まで編集にも携わってきて、やはり議会の一般質問の中での内容を要約ということで、いろいろ変わることもありますけど、チェックさせてもらったら、この時の西谷議員の一般質問している中身の2割ほどしかないんですよ。載っているのが。議会だよりに掲載されている中身の2割ほどがこの前の一般質問で議論しておられるんです。以前にしておられたか分かりませんが、これについてはものすごく、恣意的にいろいろ編集しておられるのかなと思います、編集委員に総務委員会からも2人行ってもらってますし、浦野委員は編集の副委員長ですので、これはちょっと問題だと思いますし、ここで、理事者側に聞くものとは勿論違うんですが、議長なり、副委員長にちょっと見解を聞かせてもらいたいなど、どの様な編集でされているのかというのがありますので、よろしいですか。

委員長

編集委員会の関係での質問で、編集委員会の委員長などの考え方を聞くということですが、多少そういった面から、私が申し上げるのはどうかと思いますが、私はこの関係についての指摘内容は、果たして合致しているのかというように疑問を持っているんです。というの

は、委員会の報告事項ではなしに、質問者が一般質問をしている関係についての中身をピックアップして、自らが強く訴えようということでの表題を付けたということであって、決して委員長としてこの記事を取り上げたものではないということをきちっとしておかないと、また先程の地縁団体と同じような関係で、いろいろ、どうだこうだということになってくる。ただし、その内容が適切であるかないかというよりもむしろ、内容が間違っているとか、別のことを言っているとかということであるとすると、編集委員会の問題であろうと思いますけれども、今日の編集の仕方として、一般質問事項については、それぞれ質問した人が記事を纏めて、提供するという事になっているんですが、その人が一般質問でそういうことを聞いたんだと、そういうことになったということで、表題を付ける云々という関係については、適切かどうかという関係については、いろいろあると思いますけど、私はいわゆる質問者の責任においてその記事を書く、その内容について、特に著しく不穏当であるとか、という関係のものであれば編集委員会としていろいろあるか分かりませんが、そうでない限りにおいては、その扱いは許されることだと思うんです。気に入る、気に入らないは別にして、それは当然だと私は思います。なおかつ、編集委員長としてあの内容を纏められたもの、自分の意見を書いたものではなくて、西谷が一般質問をした関係についてのものを書いたということについては明確にしておかないと、ここで議論が混乱するのではないかと思います。もしもこれが、委員長として委員会の関係において纏めたということであるすれば、これは編集委員会の問題であって、ここでの問題にすべきではないのではないかと考えているんです。そうしないと、この委員会の審議と整理はなかなかしにくいことになるのではないかと思います。今回の問題点、論点の関係についても、特にその事に言及して、別に自治会の内容についてのお答えをすること、全てではなくて、3つの焦点にだけ絞って、我々としては解明して行った方がよかろうという立場でありましたので、今の質問についてはできれば、そういった点で理解をしておいてほしいと思います。

小野委員 先程、この陳情の取扱いについて文書で委員長から説明がございまして、当然その3つのことでの議論ということになるんですが、陳情者の後半にこれらのこともたくさん書かれていますし、私も、もともと、虚偽公文書により地縁団体認可ということについての、地元での動きというんですか、相談も受けましたし、答弁としても以前から虚偽の公文書ではないというのが、議会でも理事者側からもしっかりとっておられるのを、敢えてまたこうして出しておられるということで、陳情の取扱いの纏めの中には、峨瀬の自治会からの陳情の内容では、なぜ虚偽だと、何か虚偽になることを自治会長がしているということが発端ですので、こういう意見を言わせていただきました。申し訳ないです。また、当然後で纏めていただくときにも、陳情書の後半についても配慮していただきたいなど、そのように思いますので、お願いしておきます。

嶋田委員 ちょっとお聞きしますが、2ページの土地開発公社がパークウェイの代替地として取得した土地を事業変更で集会所用地にあてたと、これについて違法なのかどうか、ということですが、これについての見解をお聞きします。

企画財政課長 いかるがパークウェイの代替地については、当集会所用地ということに関して、この件につきましては平成11年の6月議会において、平成10年の斑鳩町土地開発公社の事業計画の変更第1号ということでご報告をさせていただいております。その中で、代替地の取得者の区画割りがまだ定かでなかったと、そういうことでこの時に併せて、集会所についても処分をしたいということをお申し上げております。

総務部長 事業計画の策定とか、変更につきましては、理事会にかけて、それによって決まってくると、理事会で承認されたら公社の計画変更というのは決まってくるといってございまして、合法でございます。

嶋田委員 違法ではないということですね。それと、もうひとつお聞きしたいのですが、3ページの集会所施設建築にかかる許可申請手続きに添付が必要な書類として、土地使用承諾書を交付したと、これは下のところに風致、建築確認申請手続きに必要とする土地使用承諾書を交付というふうに書かれているんですが、この土地使用承諾書の交付についてはどうなんですか。適法であったのかどうか。

総務部長 この経緯については参事から説明申し上げましたように、この土地そのものは、どういう経緯で、町が公社で先行させて買い戻してとか、無償譲渡するとかいうような、将来的にそういったことになっていく性格の土地であるという中ですので、町が、地元が手続きをされるについて、必要書類ということはどうしても必要という事なので、出させていただいているということで、違法性はないものと認識いたしております。

嶋田委員 土地使用承諾書というのは、風致申請、建築確認申請に添付する書類として交付されたということですね。

総務部長 確認申請と書いておりますが、風致申請に土地所有者の承諾書がいるということでございます。そのために出させていただいております。

小野委員 この報告書で、陳情書の中に添付されております1月17日付、1月27日付、このことについて確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、1月17日の3番目の中に、峨瀬自治会長、宮本勝吉氏が虚偽の地縁団体構成員名簿を町に提出し、地縁団体の認可を受けているという、この問題については全く先程から話が、問題がないということによろしいですね。

総務課参事 問題はないと考えております。

小野委員 次に、峨瀬自治会と峨瀬自治会の地縁団体とは別の組織であり、ということなのですが、先程委員長もおっしゃってましたが、これは全く同じものでなかったら、逆に法人格を取得することができませんので、この考えも間違いですね。

総務課参事 峨瀬自治会と地縁団体は同一でございます。

小野委員 下の方に、「地縁団体認可に加入した峨瀬自治会員だけで分担することになります」。まあ、この事業についての、そういうことになっておりますが、この事については新たに負担をしてもらう計画はないということですが、この事も地元としては不安な材料のひとつなのですが、こういうことはありませんね。

総務課参事 先程、5ページに書いておりますように、自治会員は新たな資金の負担はしないと明記されております。

小野委員 その下の方に、地縁団体に加入する意思表示をしていない自治会員は署名によって地縁団体構成員名簿から削除することができますということで、皆さんへということで結ばれておりますが、このようなことは署名によってという意味が、どういう意味なのか、どの様に認識されておりますか。

総務課参事 自治会は、当初は任意団体ですが、新しく法人格を得られましたら、規約の中で脱退とか、いろいろありますけども、それはあくまでも会員の名簿によると思います。

小野委員 1月27日付で、中程に、土地使用承諾書と、交付した町長の背任行為が発覚したということで、書かれていますが、先程嶋田委員が質

問したので、それは違反でもなんでもなし、背任行為でも勿論ないということで確認させてもらっておきます。こちらについても、同じような虚偽の地縁団体構成員名簿ということはありませんということで、確認させていただきます。

それから、2月13日付けの、真実を知って下さいの、知らぬ間に地縁団体構成員にということ、その3行ぐらい下に、地方自治法第260条の2第2編第14章補則に示されるという、加入、未加入は全く自由であるとされている。私は、この260条の2第2編第14章補則というのは、全く恣意的な表現の仕方、逆なんですね、地方自治法の第2編第14章補則に、第260条の2があるということだけで、何も、こんなこと書く必要もないのだけど、何か尤もらしいことを書いておられますが、何度調べてもこういうことは書いていません。この事に対して、先程と同じことですが、一番下の方に、峨瀬自治会が地縁団体を脱退したから自治会を脱会することになると、宮本自治会長と顧問弁護士連名で、半ば自治会員を脅迫し、人権侵害に値するビラを全自治会員に配布していますということなんですが、私もこのビラを見ていますが、全く地縁団体の認識の間違いで、こういうことを思っておられると思うんです。地縁団体を脱退ということになれば当然自治会を脱退ということになりますので、何も人権侵害に値するようなことはない、その説明をされただけのことで、念のために申し添えておきます。

次のページの、地縁団体認可取り消しを町長へ提出ということで、内容はきちんと書いていただけてますし、ここにも虚偽申請書でないということも明記されているということですが、この最後の方に、地縁団体の構成員は、賛否の賛成者だけが構成員となり、申請しなければならぬというような規則があるんですか。

総務課参
事
小野委員

そのようなことはないと考えております。

いろいろもっとあるんですが、私は最後の方に書かれております、

法的手段により立証をとということの下段の方なんです、法的手段により立証したいと思います。宮本自治会長に地縁団体に加入すると意思表示していない峨瀬自治会員の皆さん、また私に峨瀬自治会という団体から内容証明を送ることに同意していない自治会員の皆さん、下記の電話番号に名乗り出て下さい。名乗り出て下さった方々は法的手段の対象から外させていただきます。こんな文章ね、私はもう、絶対に書くもんじゃないと。これは一種の自治会員に脅迫しているのと一緒にです。ここではっきりと言っておきますけど。なんのために、今までの地縁団体、そういうことがやられてきたか、それを法的手段に訴えるから同意していない人は皆さん出てきて下さい。こんなひどい文書をまかれたら、自治会の人にとってみたら、こういう陳情もしてこられるのも当たり前のことだと思います。これらのことも意見として述べさせていただきたいと思います。終わります。

木澤委員 手続き上のことでお聞きしたいのですが、峨瀬集会所に集会所用地補助金の391万3千円とお聞きしているんですけども、これは登記完了届けが出たから補助金を出したということですか。

総務課参事 登記完了が済みましたので、補助金を交付しております。

木澤委員 過去のことをお聞きしたいのですが、平成6年に五百井の自治会に対して補助金が交付されているんですが、土地の補助金について登記届けというのはでているんですか。

総務課参事 この集会所補助金に関しましては、平成10年改正だったと思いますが、今、おっしゃっているのは公民館施設整備費補助金をしていたと思いますが、土地についてはその当時は補助対象にはならなかったということです。

委員長 他にございませんか。私語は慎んで下さい。

それでは、大体お聞き取りになることなどについて、或いは多数出たようでありますから、最終的にこの陳情書に対する取扱い、審議の方向は確認して、審議していただいてまいりましたが、ここまでのご審議の成果を踏まえて、委員会としてどう纏めをするかということになろうかと思えます。この件につきまして、ご相談を申し上げたいと思えますので、若干休憩をいたします。

(午前11時03分 休憩)

(午前11時27分 再開)

委員長

再開いたします。

休憩前に質疑が行われましたが、木澤委員の質問に対して若干答弁に矛盾さがありましたということで、再答弁をしたいということでございますので、教育長の発言を許します。

教育長

申し訳ございません。先程木澤委員から五百井集会所の建設に伴います土地の補助金について、出ているのかというご質問に対しまして、補助金はないという答弁をさせていただいたところでございます。調べた結果、平成4年に公民館等施設整備交付規程の改正がございまして、この時に土地購入価格の50%以内、限度額を850万円を限度として補助金を出すように改正をされているわけでございます。それをもって、平成6年度に建築をされておりますので、土地については334万3千円の補助金を五百井集会所の建設に際しまして、土地の補助金を出しておりますので、ご訂正申し上げまして、お詫び申し上げたいと思えます。よろしく願いいたします。

木澤委員

今、訂正いただいたのですが、登記完了届けが出ているということですが、いつかというのは分かりますか。

教育長

今、登記完了届けについての日にちについては確認いたしております。

せんので。

木澤委員 出来ましたら後でまた資料をいただく形で。

教育長 後程また、調べて提出させていただきます。

委員長 ただ今の件については、調査の上、直接質問者にお答えをいただくようお願いしておきます。

それでは休憩前にご審議をいただきました、峨瀬自治会の集会所建設問題を巡る陳情書の取扱いについて、最終的に次のように纏めて行きたいと思います。

先に取り扱い方法について、ご審議について提案をいたしました、この立場に立って慎重に審査をいたしました結果、峨瀬自治会の集会所建設をめぐっては、指摘されているような「集会所用地の使用許可と譲渡手続き」、「補助金の交付申請」、「地縁の団体の認可手続き」等の取扱いについて格別に不都合などと思われる点はなく、概ね適正な手順によって事業事務の執行が行われてきたものと判断される。

ただ、これら事業事務の執行過程における説明不足などにより、誤解や疑念をいだかせるなど関係者間に不安をあたえ、迷惑をかけることになったことを謙虚に反省する必要がある。

議会内で今回の峨瀬自治会集会所建設をめぐっての「地縁の団体」についての理解と認識に著しく齟齬のあることが判明した。このことが混乱の要因の1つともなったのではないかと考える。いわゆる議員2名の連名による峨瀬自治会住民を対象に配布された文書の中で「自治会組織と地縁団体は別組織であり、加入する、しないは全く自由です」という見解は正当ではなく、総務常任委員会は同意しない。総務常任委員会は次のように考える。

「自治会に加入する、しないは、その地域に居住する者の自由であるということは基本認識としてもっている。峨瀬自治会が地縁の団体として法人格を取得する、しないにかかわらず、峨瀬自治会の組織と

構成員に変動を生じることではない。地縁の団体としての峨瀬自治会であり、組織と構成員は同体であると解すべきである。このことは、総務常任委員の一致した見解であり、議会としても住民に誤解と不安を与えないための措置をとるべきだと考える。

総務常任委員会は「陳情書」の審査結果として、「いやしくも議会がこのようなことで、地域住民の不信をまねき、議員活動が制約されることになったり、議員の品位が問われることのないように自戒し、それぞれの議員が良識をもって行動することが求められていると受け止め、議会全体の教訓とすることが大切、との結論を得た。

以上が本会議から付託を受けた「陳情書」についての総務常任委員会の審査結果である。

以上のように審査結果を取りまとめしていきたいと思います。考え方としては、冒頭、取扱い手順について申し上げましたが、その事に併せて以上の文面をひとつのものとして総務常任委員会の陳情書に対する審査結果としておきたい、その事を総務常任委員会で確認をした上で、本会議で報告をするということで、従来ですとこういう内容につきましても、正副委員長にご一任ということでお願いしていたわけですが、今回はことがことであるだけに、先程から朗読いたしておりますような文面内容を総務常任委員会の総意として纏めて、ご報告申し上げる、こういうことにしたいと考えております。以上のような取りまとめについて、委員のご賛同を得たいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

委員長

それではそのように処置をさせていただきます。

以上で、陳情書の取扱いについての審議を終了することにしたいと思います。

以上で、用意をいたしておりました議案については審査を終わることになるわけでございますが、理事者側で何かございますか。

(特になし)

委員長 なければ、委員の方からその他の事項として、本日、質疑、ご意見のご希望があれば求めてさしあげます。

木澤委員 一般質問で東南海地震を想定した質問をさせていただいたのですが、その時質問が悪かったのかもしれませんが、答弁いただけなかったなと思っておりますので、改めて聞かせていただきたいと思ひます。幼稚園の緊急時の対応について、坂口議員の一般質問の答弁の中で、幼稚園は耐震建築基準の以前に建てられた建物だということでありましたが、耐震規格以前の建物であるということから、地震が起きて、1震、2震と段階を踏んで地震が来ると思ひますが、そういったときに、対応できる避難訓練をどの様にやっていくかということが1点、大地震の際には保護者とも2、3日と連絡が取れなくなってしまうということが考えられるが、その間、子ども達を責任持って保護しなければいけないと思ひますが、そうしたときに保護者への引き渡しまで含めて、行政はどういった対応をするのか、地域防災計画には規定はされているのかどうかも併せてお聞きしたいと思ひます。

教委総務課長 2点ご質問いただいておりますが、特に地震の際の緊急避難訓練ですが、幼稚園では、先日の一般質問でもお答えをしておりますように、学期にほぼ1回ずつの訓練をしております。その中で消防訓練、地震訓練、緊急時の対応、いろいろ手法を変えてやっておるわけですが、1震、2震、いろいろな段階がありますが、今、原則的に幼稚園で実施しておりますのは地震が起こったときに、例えば傍にある机の下であるとか、幼稚園には各子どもの持ち物を入れるロッカーがございます。その中に潜む、とりあえず落下物から身を守るといふ訓練を実施しております。その後、振動が収まったといふ段階で教員の引率により、運動場に全員出して、そこで子どもの人数を点呼するといふこと

で、訓練はそこで終わっております。2点目の保護者と連絡が取れない場合はどうするかということですが、当然、幼稚園も避難所に指定されておることもございますし、例えば、避難所そのものが倒壊しているという状況も考えられますけども、ケースバイケースに応じて、その時は他の避難所に集めて、親御さんの連絡を待つとか、その位置を広報で知らせるとかといった方法を探っていくだろうと考えております。いまのところ、そういった、2, 3日という形をどうするんだということまで、こと細かくプログラムされたものは教育委員会では持っておりませんが、必然的にそういった形で対応していくのだろうと考えております。

木澤委員 1点目ですが、机の下、ロッカーに入って、そこから運動場に逃げるといった形を採っているというのは、共通して幼稚園3つとも、同じ形でやっておられるのか。

教委総務課長 基本的に同じ形でございます。

木澤委員 2点目の答をいただきましたが、答弁していただいた点でよく分からなかったのですが、そういった形で対応するという事は、その都度、その都度、状況によって対応するという事で、規定というか、マニュアル的なものは作らないということか。

教委総務課長 そういった場合の対応マニュアルを作らないとは答えておりません。そういったときには、そういった形で、当然対応するんだろうというふうにお答えしたつもりでございます。実際問題として、いろいろなケースが出てくると思います。その中でマニュアルを作るか、作らないかということも含めまして、今後の検討課題ではあろうというふうには考えておりますが、現在のところそういったマニュアルはないという説明をさせていただいたつもりでございます。

木澤委員　　そういった形で対応するであろうということで認識してあると思うんですが、是非ちゃんと規定していただいて、その当時あたふたすることのないように、対応できるように想定をしていただいた形で今後とも検討していただきたいと思います。

浦野委員　　西和警察署の警察官の人数についてですが、いろいろとおれおれ詐欺とか、インターネットによる出会い系サイトの云々とか、事件がいろいろと多岐に渡って報道される中で、警察官の人員配置というものは真剣に考えていかないといけないという認識のもとに、奈良県下では警察官が約1,000名あまりおられると、西和管轄、合併する、しないに拘わらず、西和警察では15万人の人口でもって、今、120名から130名弱の警察官がおられると思うんですが、奈良県下132万人だと思うが、それに対して2,000人、15万人に対して120,30人という割合からみますと、異常に少ないんじゃないかと、西和管轄。同じ比例でいきますと、15万人に対しては約210名から220名ぐらいにならないと、おかしいんじゃないかと思えます。そんな中で、誰が声を大にして言っていただいたらいいかと言いますと、行政から、各市町村長あたりから、西和警察に対して、もっと増やしてくれと、事件が発生してからでは遅いので、そういうことに対する行政の考え方というか、言っていただきたいという要望があるんですが、考え方を聞かせていただきたいと思います。

町　長　　県内16箇所の警察署への警察官の配置については、各所における人口比率、犯罪発生率、交通事故発生件数等を勘案して、奈良県警本部の警務課で配置を決定されていると聞いています。しかし、住民皆様方から、警察官導入を希望する旨の要望等があれば、西和警察といたしましても、この事を考慮に入れ、機会ある毎に奈良県警本部等への申し入れを行っていくとのことでもあります。また、斑鳩町におきましても、将来的には法隆寺の駅前の駐在所を交番に格上げされるという構想も持っておられ、そうなりますと警察官の配置も増員されるの

ではないかと考えております。何れにいたしましても、議員の申されている警察官の増員につきましては西和警察署のアキヨシ所長と一緒に、奈良県警に機会ある毎にお願いをしてみたいと考えております。特に、今まで日本は非常に軽犯罪が少ないということで、自慢をしていたが、最近は非常に増えてきております。空き巣とか、いろいろな事犯が多数、起こっております。その中で直ぐ対応が出来るかといいますと、なかなか出来ない、駐在所でも警ら中につきということで、駐在所に警察官がおらないということもございますし、その関係等については我々としても出来るだけ、奈良県に配置される警察官の増員の枠の中で、西和警察に出来る限り、人員の配置を考慮していただくようお願いをしてみたいと考えております。

小野委員 前回の委員会でもお願いしておりました、ボーイスカウト活動と政治ということでの、報告をお願いします。

生涯学習課長 前回の委員会の中で、お聞きしておりましたボーイスカウトと政治活動の関わりについてということで、教育委員会といたしまして、財団法人ボーイスカウト日本連盟、東京に本部がございます、そちらの方に内容を照会させていただいております。照会の内容といたしましては、町議会議員の後援会が発行している、いかるがは一との責任者、堀進氏がボーイスカウト生駒第5团团委員長である、このことがボーイスカウトが政治活動を規制していることにあたらぬか、また、いかるがは一との責任者堀進氏の広報紙にボーイスカウト活動と政治、ボーイスカウト生駒第5团团委員長堀進氏の名前で投稿することは政治活動にあたらぬか、3つ目といたしまして、平成15年9月24日付けで発送されております、町議会議員皆さんに発送されております文書については、1議員をボーイスカウト生駒第5団が指示していると解されないかということで、照会をさせていただいております。その結果でございますが、27日に財団法人ボーイスカウト日本連盟より回答がございまして、各個人が法律の許す範囲において、かつ、

スカウトの誓いと掟に背かない限り、団体結社等に加入するのは自由であると規定しており、当該後援会の代表者堀進氏が個人で行う、政治活動であるので、教育規定に反するものではないと解する。しかし、ボーイスカウト生駒第5団団委員長の名前で投稿した記事内容については、ボーイスカウト生駒第5団が投稿したことと同様の意味を持たれる恐れがある。またその内容についても、行き過ぎた表現が見受けられることから、今後誤解を受けるようなことのないよう、注意すべきであるとの回答を得ております。また、2月26日に団委員長の堀進氏に面談の上、教育委員会として今回の件について説明を受けたところでございますが、先の3点について、堀氏は今回の件について、ボーイスカウト生駒第5団が一議員を支持、支援しているような投稿記事など、誤解を招くようなことになったことについて、深く反省しているとともに、今後こういったことのないよう、十分注意していきたいということでもございました。これを受けまして、教育委員会といたしましては、社会の幅広い分野から指導者として多くの人々が参加しておられますボーイスカウトの様な組織については、ともすると政治的活動に利用される恐れもあることから、そのような誤解をうけることのないよう十分に注意してもらいたいということで、指導を行ったところでございます。以上でございます。

小野委員 そのようにしてもらっていたら結構ですが、私は総務委員として質問させてもらっていますが、議会運営委員長としての立場もございしますので、前のいかるがは一とには最後の方に、この問題視する発言は議員自らと、議運不明を露呈するという格好になっています。発言議員及び議運の謝罪をここに求めますというように、書いておられるということもありますので、実は明日議運が開かれますので、出来ましたら今の報告を纏めていただいて、提出していただけたらと思います。

それともう1点、提案させていただきたいと思うんですが、建設業者との請負契約の件ですが、以前に何年か前に提案したと思うんですが、落札された業者とその契約書については代価表、仕様書と一緒に

されていると思うんですが、多分、その代価表の中の金額、単価は空けたままで契約されておるんだと思うんです。これは以前から指摘しているんですが、その落札された額を導くためというんですか、工事進めていく中で、設計変更も多分出てくると思うんです。そうしたら、その中での思いこみが単価が決めてないから、その時点での、その工事についての、例えば型枠の損料がいくらで、このトータルになるんだということになってくるし、その設計変更されて、現場を引き渡しを受ける段階になっての変更契約の金額について、いろいろ齟齬があると思うんです。だから当初から代価、仕様書全体の金額を入れて、それで契約を交わして行ってほしいと思うんですが、だいぶ前もそういうことを指摘したのですが、まだ、されてないと思うんですが、そのことについての見解をお願いしたいと思います。

助 役 請負関係の契約についてでございますが、今現在、落札業者が契約時において仕様書を添付すると、これは総括的な仕様書であって、今、ご指摘のような代価表は付いておりません。従って、町としては当初から仕様書には、変更等の生じた場合は、町の基準単価に基づいて精算するということを言っておりますから、今ご指摘のように、業者が落札時に仕様書の中で代価をもって契約するとなれば、業者の代価で契約変更する場合も出てきます。そうなれば非常に町としては、町の単価がいろいろ問題が出てくるということでございますから、付けるとすれば空白で、数量だけで付けていかなければならない。単価では具合が悪いのではないかと、このように私は思うわけでございます。担当課とも協議しながら、この問題については以前から指摘されておりますから、この5月に資格審査の審査会もございまして、その辺についての提案をさせていただきたい、このように考えております。

小野委員 30年も前から、当時の建設省などの、現場代理人もしていたんですが、当然のごとく、金入りの代価表を持ってこいと、そして当然監督の方に、今、助役さんおっしゃるように、業者の単価ではなくて、

公平な正当な、こんな単価ではおかしいと言うことで、話をして、当然それで契約書を付けると、そういうことですので、何も、業者が出してくる単価を鵜呑みに契約してもらったら困りますので、そこらもきちっとやってもらいたいなあと。といいますのは、どうしても現場が出来上がった後で、増額だと思っけていても、ここまで変更であって、あるんだけどということで、いろいろなことを聞くんですよ。増額だと思っけているのに、変更契約の金額が減額だったと、業者にしてみたら、やはりその時の単価の打ち合わせが出来ていないために、出来高を積算してみたら、増額だと思っけたけど、町としたら減額ですと、1枚の紙だけで変更契約ということは、やはり、請負の精神からいえば、ちょっと齟齬が生じてきて、やはりいろんな疑問が出てくるんじゃないのかなと、そのように心配しておりますので、是非ともそういうような形で契約を図ってもらいたい、そのようにお願いしておきます。

委員長

今、委員の質問の中で当局が答弁をされていますが、ボーイスカウトの関係の公式な照会文書と回答の関係については、公式文書の交換がされていますので、委員会の審議経過からみて、当然委員会に書面でもって報告をされるべき性格のものだと思いますから、その点については、所管の議会運営委員会その他の関係にも言われていますが、当然にですね、開会中、回答として提出をされるように求めておきたい、こういうふうに思います。なお、この事については、今後の関係、教育委員会だけではなくて、選挙管理委員会との関係もありますので、十分連携を取った対応をしていただくように、委員長として要請をしておきたい、この様に思います。

他ございませんか。

委員長

それでは、以上で総務常任委員会に予定を致しております、それぞれの事案の審議は終了いたしましたので、閉会をしていきたいと思っけていますけども、閉会に先立ちまして町長のご挨拶をいただきます。

(町長挨拶)

委員長

それでは最後になりますが、総務常任委員会の継続審査事案としては、これまで継続審査事案として取扱いをしています、藤ノ木古墳周辺整備に関することについて、史跡中宮寺跡の公有化について、その他総務常任委員会の所管に係わる事項についてを継続審査事案として、手続きを採りたいと思いますので、ご了承いただいております。

なお、先程確認をいたしました、以降の本日の会議の経過につきましては、取りまとめ、本会議の報告内容につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

それではこれをもって、総務常任委員会を終わります。
ごくろうさまでした。

(午後12時06分 閉会)